平成２８年（フ）第８６号
長野県千曲市大字戸倉1570番地　塚田アパート１号、破産開始決定時の住所長野県千曲市大字上山田3813番地589
破産者　上田　英一
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第７５８号
静岡市駿河区下川原２丁目10番402号、旧住所静岡市駿河区東新田４丁目２番39号
破産者　奥山　好行
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
静岡市駿河区聖一色359番地の３
破産者　鈴木　祥子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９７３号
愛知県豊明市栄町南舘240番地10　ウイングヒルズＣ棟
破産者　今田　　諒
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２号
愛知県知立市谷田町本林１丁目12番地18シャルム301号
破産者　木寺　文雄
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６号
滋賀県長浜市西主計町357番地
破産者　竹内智美こと　宇野　智美
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第７４２号
神戸市北区北五葉３丁目８番34―302号、従前の住所神戸市北区星和台１丁目16番地の108
破産者　松野　敬愛
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４３号
神戸市北区北五葉３丁目８番34―302号、従前の住所神戸市北区星和台１丁目16番地の108
破産者　松野　圀子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５９号
神戸市東灘区田中町１丁目13番22―1007号
破産者　中本　好彦
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５号
長崎県大村市平町2004番地３
破産者　尾上　徳博
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
長崎県大村市西大村本町752番地１　リベール102
破産者　中　　貴子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
北海道室蘭市高砂町２丁目６番26号　２Ｆ、前住所北海道室蘭市中島本町３丁目209番地78
破産者　柏倉　尚子
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
北海道旭川市忠和４条７丁目５番21号
破産者　法本　荘子
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
北海道上川郡新得町字新得基線東６番地
破産者　千葉　隼人
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
北海道帯広市東８条南６丁目８番地３　アーバン８・６―106号室
破産者　山形　瑞穂
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
北海道網走郡美幌町字東町２丁目10番地の12東町ハイツ３号棟202号、前住所北海道網走郡美幌町字美里17番地の７
破産者　山中　京子（旧姓持立）
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
秋田県湯沢市上院内字落合46番地
破産者　渡部　冨雄
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１０号
山形県米沢市徳町５番60号
破産者　深瀬　一彦
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部